

# 女性ガイダンス (令和3年度)

－ 参考資料 －

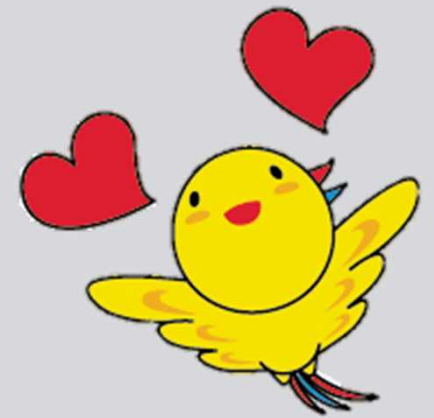
仕事と子育てのための両立支援制度について

兵庫県人事委員会事務局

# 兵庫県庁における 仕事と子育てのための両立支援の取組み

兵庫県庁では、「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」を策定し、「**女性にとって働きがいのある職場づくり**」、「**働きやすい職場の実現**」、「**仕事と生活の両立**」を重点目標に掲げ、男女がともに働きやすく、仕事と育児、介護等を両立しやすい職場づくりに向けた取組みを進めています。

ワークライフバランスの実現に向けて、仕事と子育て・介護を両立するための様々な制度を整えています。



# 子育てのために利用できる主な制度

出生サポート休暇

→P4

妊産婦の保健指導・健康診査のための休暇

→P5

通勤緩和

→P6

つわり等がひどい  
場合の措置

→P7

産前休暇

産後休暇

→P8

育児休業

→P9

育児部分休業

→P10

育児短時間勤務

→P11

子育て支援休暇（～満15歳）

→P12

フレックスタイム制

→P13

在宅勤務

→P14

妊娠

出産

1歳

3歳

6歳

# 出生サポート休暇

不妊治療に係る治療等のために、休暇を取得できます。

(取得期間)

1 暦年(1月~12月)について 5 日  
体外受精または顕微授精の場合は10日

(取得単位)

1 日、半日または 1 時間



# 妊産婦の保健指導・健康診査のための休暇

母子保健法に規定する保健指導または健康診査を受ける場合に休暇を取得できます。

(取得期間)

妊娠満 2 3 週まで	4 週間に 1 回
妊娠満 2 4 週から満 3 5 週まで	2 週間に 1 回
妊娠満 3 6 週から出産まで	1 週間に 1 回
産後 1 年までの間	1 回

(取得単位)

1 回につき 1 日、半日または 1 時間



# 妊娠中の女性職員の通勤緩和

通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体または胎児の健康保持に影響が認められる場合に休暇を取得できます。

(取得期間)

勤務時間の始めまたは終わりに必要とする時間

(取得単位)

1日あたり1時間を超えない範囲



# つわり等がひどい場合の措置

妊娠に起因する生理的な症状（妊娠嘔吐悪阻（つわり）等）のため勤務が著しく困難な場合に、勤務しないことができます。

（取得期間）

1 暦年につき10日を超えない範囲

（取得単位）

1 日、半日または 1 時間

# 産前休暇・産後休暇

【産前休暇】 出産予定日 8 週間前の日から  
出産の日までの申し出た期間

【産後休暇】 出産した日の翌日から  
8 週間経過する日までの申し出た期間





# 育児休業

(給与支給なし※共済組合から育児休業手当金が支給されます。)

子が3歳に達する日までの間に休業することができます。  
(1日単位)

(R2年度 取得率)

女性…100%      男性…16%

(R2年度 希望者の取得率)

女性…100%      男性…100%



## 育児部分休業（給与減額あり）

子が小学校に入学するまでの間、勤務時間の一部を勤務しないことができます。

※小学校1年生から小学校3年生までの子を学童保育施設に送迎する場合に取得できる育児部分休暇（給与減額あり）もあります。

（取得単位）

勤務時間の始めまたは終わりにおいて、  
1日あたり2時間を超えない範囲（30分単位）



## 育児短時間勤務 （給与減額あり）

子が小学校に入学するまでの間、短時間勤務ができます。

（例）勤務パターン

（通常は1日7時間45分（週38時間45分）の勤務）

- ① 1日あたり3時間55分の勤務（週19時間35分）
- ② 週3日の勤務（週23時間15分）

など

# 子育て支援休暇

子の看護などを行う場合に、休暇を取得できます。  
(子が満15歳に達する日後最初の3月31日まで)

(取得期間)

1 暦年について 5 日 (子が 2 人以上の場合は 10 日)

(取得単位)

1 日、半日又は 1 時間

(取得例)

- ・ 子の看護
- ・ 健康診断、予防接種の付き添い
- ・ 入学式や卒業式、授業参観への出席
- ・ 学級閉鎖時の世話



# フレックスタイム制

1週間あたりの勤務時間が38時間45分になるように勤務時間を柔軟に割り振ることができます。

(例)

月曜日	9:00~17:45	(通常の勤務時間※)
火曜日	9:00~16:45	(子どものお迎えのため1時間早く帰る)
水曜日	9:00~18:45	(火曜日早く帰った分1時間長く仕事をする)
木曜日	10:00~19:45	(子どもを保育園に送るため1時間遅く出勤、 金曜日早く帰る分1時間長く仕事をする)
金曜日	9:00~16:45	(子どものお迎えのため1時間早く帰る)

※通常の勤務時間は、1日あたり7時間45分×週5日の週38時間45分です。

E勤務(8:15~17:00)、A勤務(8:45~17:30)、B勤務(9:00~17:45)、L勤務(9:30~18:15)の4種類から選択できます。

# 在宅勤務制度（すべての職員が対象）

自宅のパソコンから県庁のネットワークに接続し、業務を行うことができます。

休暇や出張と組み合わせ、在宅勤務を行うこともできます。

（例）

8：45～12：00	子育て支援休暇 (子の学校行事に出席)
12：00～13：00	昼休み
13：00～17：30	在宅勤務



多くの職員が制度を活用し、仕事と子育てを両立しています。  
ぜひこれらを活用し、一緒に兵庫県で働いてみませんか。

**お問い合わせは、下記まで  
兵庫県人事委員会事務局任用課任用班**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁第3号館8階）  
078-362-9349（直通） 内線5920,5921 ※平日9時～17時（土日祝日除く）

☆ 兵庫県職員採用試験ポータルサイト



☆ 職員採用Twitter



- ※ 看護師等の採用は、兵庫県病院局管理課職員班（078-362-3297）へ
- ※ 警察官の採用試験は、兵庫県警察官採用センター(0120-145-314)へ
- ※ 教員の採用試験は、兵庫県教育委員会事務局教職員課(078-362-3750)へ

